

管外保育所等利用申出書

児 童 名：

生年月日： 年 月 日

下記の【注意事項】について確認し、

都・道・府・県

市・区・町・村(区)

の保育所等の申込みをします。

保護者署名：

○希望理由（該当するものに○）

1. 勤務先が近いため
2. 通勤経路内にあるため
3. 自宅から近いため
4. 里帰り出産をするため（里帰り先住所： ）
5. 船橋市に転入後も、在園中の保育施設を継続して利用するため
6. その他【具体的に記入】（ ）

○全世帯共通の注意事項（口にチェックしてください）

市外保育施設への利用申込みは今年度内のみ有効となります。

来年度も継続して利用を希望する方は、改めて利用手続きが必要です。

船橋市の保育施設にも利用申込みを希望する場合は、別途、船橋市の保育施設利用のための利用申込書が必要となります。

マイナンバーについては、本市から申請先の自治体に提供できません。

申請先の自治体からマイナンバーの提供を求められた場合は、保護者様より直接、申請先の自治体へご提出ください。

保育を必要とする事由は、船橋市と利用先の自治体の両方を満たす必要があります。自治体により保育認定事由の有効期間や認定対象等が異なります。お申込みの際に必ずご確認ください。

【例】

	求職活動の認定期間	就労要件	申込み・利用の制限
A 市の場合	90 日間	月 64 時間以上	在勤要件等の制限なし
B 市の場合	60 日間	月 64 時間以上かつ 週 4 日以上の勤務	B 市民または B 市に勤務先がある世帯

裏面あり

○希望理由が1～4に該当する方への注意事項（口にチェックしてください）

利用希望先市区町村の申し込み締め切り日を確認のうえ記載してください。

⇒

（締め切り日： 年 月 日 必着）

※直前のご提出ですと、利用希望先市区町村への郵送が間に合わないことがあります。

申し込みに必要な書類が揃っているか、利用希望先市区町村に確認しましたか？

※必要な書類が不足していると、書類不備で利用調整を行ってもらえないことや、
利用調整で不利になることがあります。

ほとんどの市区町村において、市民が優先的に利用できる制度を設けています。

申込みに制限がかかる場合や、希望保育施設に空きがあっても市外在住者は利用できない可能性があります。

○希望理由が4に該当する方への注意事項（口にチェックしてください）

幼稚園に在園しており、「在園している幼稚園に籍を置いたまま里帰り先の保育所等の利用を希望する」場合、幼稚園の補助金に影響する可能性があるため、学務課に情報提供を行います。 【幼稚園名： 】

○希望理由が5に該当する方への注意事項（口にチェックしてください）

転入日（住民票異動日）を記載してください。

⇒

（転入日： 年 月 日）

※転入日の属する月の翌月（1日に転入した場合は当月）より、船橋市民としての利用に切り替わります。

船橋市の保育施設に入園が決定した場合、月途中での転園はできません。

転出前の自治体と船橋市では、保育料や副食費の徴収に関する算定基準が異なります。
保育料の徴収額や副食費徴収の要否が変更になる場合がありますのでご注意ください。